

平成 29 年度 第 3 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 29 年 6 月 26 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 40 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>26 名</u> 欠席委員 <u>1 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	欠
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	4	松本 隆		5	増崎 淳子	
職務のため総会に出席した者の氏名	事務局 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 29 年度第 3 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 3 回定例総会を開会致します。本日は西崎会長が欠席のため、職務代理者の和喜田委員に議事進行をお願いします。</p>
委員(議長代理)	<p>(議長代理挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。和喜田委員、議事進行をお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、4 番、松本 隆委員と 5 番、増崎 淳子委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 4 番、御荘菊川 1308 番 1 外 2 筆でございます。地目・面積は田・2,484 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 404.5a でございます。</p> <p>受付番号 5 番、御荘菊川 2934 番外 15 筆でございます。地目・面積は田・3,103.59 m²畑・2,795.43 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 53.1a でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>只今、事務局より説明がありましたが 4 番は〇〇委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(〇〇委員退室)</p>

委員(議長代理)	<p>それでは、担当委員さんよりご報告を受けたいと思います。4 番お願い致します。</p>
委員	<p>3筆で1枚の田です。場所は、菊川小学校から北へ2・300mのところ 以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし た。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
委員(議長代理)	<p>次に5番お願い致します。</p>
委員	<p>畑となっていますが、50年くらい作ってないです。周囲の山と境界が分から ないところがほとんどですが、譲受人は果樹園として再生する予定だと聞いて います。場所は、菊川小学校から、北東に1~2kmのあたりに散在していま す。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>議案の田畑の合計面積が違うが、なぜか。</p>
事務局	<p>合計欄の田畑ですが、それぞれ2筆5筆となっています。システム上現況 が荒廃農地の部分は、集計に含めないようなシステムになっていまして、現況 地目が田畑の部分だけ集計しています。先程の説明での面積、田・3,103.59 ㎡畑・2,795.43㎡は、荒廃農地の田畑を含めて集計し直した数字です。一番</p>

	<p>下の計 16 筆 5,899.02 m²は荒廃農地部分も含めた本当の合計となっています。</p>
委員(議長代理)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
委員(議長代理)	<p>次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 3 番、城辺甲 2576 番 1、地目・面積は田・507 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、担当の委員が私ですので、説明をいたします。</p> <p>資料の航空写真をご覧ください。申請地は、城辺法務局跡地に隣接する場所です。申請者によると、一部を道路用地として買収された残地のため、不整形となったことに加え、高齢により耕作もできなくなったため、25年程前に賃貸借駐車場として整備したとのこと。ご覧のとおり、違反転用の案件ですので、申請には始末書もあわせて提出されております。説明は以上です。ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
委員(議長代理)	<p>次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号4番、御荘平城623番4、地目・面積は畑・11㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。4番お願い致します。</p>
委員	<p>この土地はもともと桑畑で2・30年くらいは耕作をしていなかったようです。荒廃はしておりません。この土地の購入は、譲受人の宅地の石垣が土圧によって崩れそうになり、急遽譲渡し人に相談して、擁壁部分だけを購入してコンクリートの擁壁を作りました。これが4・5年前くらいです。違反転用ですので、始末書は出しています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>

委員(議長代理)	次に議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号3番、上大道1078番外2筆、地目・面積は畑・2,498㎡でございます。場所は、旧満倉小学校から県道を一本松方面へ600mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号4番、御荘平城261番外5筆、地目・面積は畑・1,882㎡でございます。場所は、国道から長崎保育所方面へ200m入ったあたりになります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成28年10月4日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>それぞれ航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。受付番号3番は隣接する土地も大半が山林で竹や雑木等が生長している範囲も広く、また、受付番号4番も周囲は山林となっているため、いずれも農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。</p> <p>以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	3・4番とも今後の使用予定はあるのか。
事務局	ソーラーにするような計画があるようです。本人から直接聞いたわけではなく、業者さんから同じ地番の問い合わせがあったので、おそらくそうではないかと思えます。
委員(議長代理)	他に無いようでしたら3番4番とも非農地と判断してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、3番4番の案件ともに非農地と判断することに決定を致しました。</p>
委員(議長代理)	<p>次に議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号46番は再設定で、御荘平山816番、地目・面積は畑・1,005㎡、賃貸借で生産物はキウイ、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号47番は再設定で、御荘平山1690番外8筆、地目・面積は畑・8,781㎡、樹園地・5,347㎡、賃貸借で生産物は甘夏・河内晩柑、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号48番は再設定で、御荘平城3664番1外3筆、地目・面積は田・2,587㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号49番は新規で、御荘菊川1631番4、地目・面積は畑・932㎡うち貸付面積は418㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員(議長代理)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 和喜田重則

議事録署名人 松本隆

議事録署名人 増崎淳子